※決裁欄 (労働局使用)

人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース) 導入・運用計画(変更)書

人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース)導入・運用計画(変更)の認定を受けたいので、以下のとおり申請します。

また、国又は地方公共団体等から、様式 b-1 号別紙 1 に記入した「導入する介護福祉機器」にかかる補助金等を受けていないことの 確認のため、労働局長が、様式第 b-1 号及び様式第 b-1 号別紙 1 に記載された情報のうち、必要最小限の情報に基づき、国又は地方公 共団体等への照会及び国又は地方公共団体等からの照会に応じることに同意します。

なお、本申請時点において、雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険被保険者資格喪失届について、届け出漏れがないことを申し 添えます。 在. 月 日 労働局長 殿 住所 두 事業主 (又は 名称 公共職業安定所長経由) 代理人 氏名 代理人が申請する場合は、上欄に代理人の氏名等を、下欄に人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース)の支給に係る事業主 (計画者)の氏名等を記載し、委任状(原本)を添付してください。社会保険労務士法施行規則第 16 条第2項に規定する提出代行者又 は同則第16条の3に規定する事務代理者たる社会保険労務士が申請する場合は、上欄に事業主(計画者)の氏名等を、下欄に社会保険 労務士の氏名等を記載してください。 事業主 住所 又は 名称 社会保険労務士 (提出代行者・事務代理者) 氏名 (1) 申請に係る事業所の雇用保険適用事業所番号 (2)-1 機器導入を行う事業所における、本計画書提出日の12か月前の日の属する月の初日の雇用保険一般被保険者数 ① 申 (2)-2 機器導入を行う事業所における、本計画書提出日の12か月前の日の属する月の初日から本計画書提出日の属する 人 月の前月末までの期間に離職した雇用保険一般被保険者数 請 (2)-3 うち定年退職又は重責解雇をした者等を除いた数 人 (4)申請に係る事業所において 年. 月 Н (3)申請に係る事業所の設立年月日 行っている介護事業の内容 (5) 導入·運用計画期間 月 日 ~ 月 Н (6) 申請に係る事業所の介護保険事業所番号 (1)機器導入に係る対象経費見込額 介護福祉機器の購入又は賃借に要する見込額 円 2申 Щ 保守契約の見込額 詩予定 ハ 導入機器の使用を徹底するための研修に要する見込額 円 円 20%の額 円 目標達成助成 ((1)の額の 20%又は 35%。150 万円を超えるときは、1,500,000 と (2)申請予定額 記入。) 円 35%の額 ③国等からの補助金等(本助成金を含む)の受給の有無 □右(口無 ④計画時離職率 (①(2)-3/ ⑤離職率の低下目標(①(2)-1の人 ⑥目標離職率(④-⑤。上限30%) % $(1)(2)-1\times100)$ 数規模に応じる) ⑦申請書作成担当者 電話番号 電話番号 作成年月日 社会保険労務 士記載欄 提出代行者・事務代理者の表示 受理年月日 認定年月日 年 認定番号 年 月 月 \exists 認定金額 20%の場合 円 35%の場合 円 事業別でおける雇用保険被保険者数 事業所における本計画認定申請日の12か月前の日の属する月の初日から、本計画認定申請日 ※処理欄 人 の属する月の前月末までの期間における離職による雇用保険一般被保険者資格喪失者の数 (労働局記入) 計画時離職率 % 離職率の低下目標(いずれか一つに〇) 15% 10% 7% 5% 3% 0% 目標離職率(上限30%) 備考 長 課 課長補佐 係 扣 当 局 長 部 長 長

別紙1にも必要事項をご記入ください。また、記載に当たっては、裏面の記入上の注意を必ずご覧ください。

様式第 b-1 号 (注意書き)

【提出上の注意】

- 1 この用紙を計画の認定のために使用する場合は、標題中「(変更)」を消してください。また、変更申請の場合は、標題中「(変更)」を○で囲んでください。
- 2 この計画書は、申請に係る雇用保険適用事業所の所在地を管轄する都道府県労働局職業安定部に提出してください。 なお、その労働局の管轄下にある公共職業安定所(ハローワーク)に提出できる場合がありますので、労働局にお問い合わせく ださい。
- 3 この計画書は、別紙とともに最初に介護福祉機器を導入する月の初日の1か月前の日の前日までに提出してください。
- 4 計画書には次の書類を添付してください。
 - □ 人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース)導入・運用計画対象経費内訳書【計画書提出時】(様式第 b-1 号別紙 1)
 - □ 介護保険法に基づく指定または許可を受けていることを証明する書類等、介護事業主であることを確認するための書類
 - □ 導入する介護福祉機器のカタログ、価格表、見積書等(写)
 - □ 対象事業所における計画時離職率算定期間の雇用保険一般被保険者の離職状況がわかる書類(離職証明書(写)、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)(写)等)
 - □ 次のいずれかに当てはまる事業主については介護労働者名簿(様式第 b-1 号別紙 2)
 - □ 主たる事業が介護事業以外の事業主の場合
 - □ 介護労働者すべてが雇用保険一般被保険者ではない場合
 - □ その他管轄労働局長が必要と認める書類(介護労働者の在職状況を確認するための労働者名簿、組織図等)
- 5 この導入・運用計画の内容を変更する場合(以下の①から⑥の変更の内容に応じて提出期限が異なります)は、人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース)導入・運用計画(変更)書(様式第 b-1 号)を作成し、管轄労働局長(介護福祉機器助成コース) に提出し、導入・運用計画の変更の認定を受けなければなりません。なお、変更の申請がなされず、認定された計画との違いがある場合、支給決定されないことがあります。
 - ① 介護福祉機器の導入予定日及び導入・運用計画期間の変更
 - (1) 介護福祉機器の導入予定日の変更及びそれに伴う導入・運用計画期間の変更は、原則として、変更後の介護福祉機器の導入日の属する月の前月末までに行うこと。 なお、変更後の導入予定日が、変更前の導入予定日と同月の場合は、変更を要しないものとする。
 - (2) 介護福祉機器の導入予定日を翌月以降に変更する場合、導入・運用計画期間は、変更前の導入・運用計画期間の初日から 起算して3か月以上1年以内の期間内とすること。
 - (3) 介護福祉機器の導入予定日を前月以前に変更する場合、変更後の導入・運用計画期間の初日から起算して3か月以上1年以内の期間内とすること。ただし、変更後の導入予定日は、原則として、認定導入・運用計画書の提出日が属する月の翌々月の初日より前の日付とすることはできない(申請事業主の責めに帰すべき理由がない場合を除く。)。
 - ② 新規創業の事業主における事業開始日の変更
 - (1) 事業開始日の変更に伴う導入・運用計画期間の変更は、原則として変更後の事業開始日の属する月の前月末までに行うこと。
 - (2) 事業開始日を翌月以降に変更する場合、導入・運用計画期間は、変更前の導入・運用計画期間の初日から起算して3か月以上1年以内の期間内とすること。
 - (3) 事業開始日を前月以前に変更する場合、変更後の導入・運用計画期間の初日から起算して3か月以上1年以内の期間内とすること。ただし、変更後の事業開始日は、原則として、認定導入・運用計画書の提出日が属する月の翌々月の初日より前の日付とすることはできない(申請事業主の責めに帰すべき理由がない場合を除く。)。
 - ③ 導入・運用計画期間の延長又は短縮に係る変更
 - (1) 導入・運用計画期間の延長又は短縮に係る変更は、変更前又は変更後の導入・運用計画期間の末日のいずれか早い日までに行うこと。
 - (2) 延長又は短縮後の導入・運用計画期間は、変更前の導入・運用計画期間の初日から起算して3か月以上1年以内の期間内とすること。
 - ④ 導入機器の内容の変更
 - 導入機器の内容の変更(品目、台数、購入金額(割引等により減額する場合を除く)、賃借料(割引等により減額する場合を除く)、保守契約(金額の変更を含む)、導入事業所の変更等)は、機器導入日の属する月の前月末までに行うこと。
 - 5 導入機器の使用を徹底するための研修の変更
 - 導入機器の使用を徹底するための研修のうち研修費用の変更は、研修実施日の属する月の前月末までに行うこと。
 - ⑥ その他の変更
 - その他の変更については、導入・運用計画の変更を要しない。
- 6 この計画について労働局が立入検査等を行うことがありますのでご協力ください。

【記入上の注意】

- 1 ①-(1)については、雇用保険適用事業所設置の届出をしていない場合は、この申請後速やかに労働局に届け出てください。
- 2 ①-(2)については、目標達成助成に係る目標離職率の算定の基礎となりますので、正確に記入してください。 ※ 変更申請の場合は、記入不要です。
- 3 ①-(5)には、導入・運用計画期間として最初に介護福祉機器を導入する月の初日を起算日とする3か月以上1年以内の期間を 記載してください。
- 4 ②-(1)については、介護福祉機器の購入又は賃借に要する見込額(送料、振込手数料は含めない。)、保守契約の見込額、導入機器の使用を徹底するための研修に要する見込額を記入してください。
- 5 ②-(2)については、100円未満は切り捨てにしてください。
- 6 導入・運用計画期間に導入、運用するとともに、支給申請日までに支払いが完了することが必要です。また、費用の支払いが 当該導入・運用計画期間を超える賃借及び分割による支払いのため、導入・運用計画期間内に完了しない場合にあっては、支給申 請書提出日までの支払いをもって支払いが完了したものとみなします。
- 7 この計画書の提出日において、国、地方公共団体、特別の法律に基づいて設立された法人等からの補助金、助成金等を受給している(予定を含む。)場合は、この助成金の対象とならない場合があります。③欄には、受給の有無及び受給している(予定を含む。)補助金等のすべてについてその名称を記入してください(書ききれない場合は別紙に記入して添付してください。)。
- 8 ④欄には、以下の計算式で算出した離職率を記入してください。

機器導入を行う事業所における、本計画書提出日の12か月前の属する月の初日から本計画書提出日の属する月の前月末までの期間に離職した雇用保険一般被保険者数(①(2)-3)

計画時離職率

- $\times 100$

機器導入を行う事業所における、本計画書提出日の12か月前の日の属する月の初日における雇用保険一般被保険者(①(2)-1)

なお、「介護労働者名簿」を作成する事業主にあっては、介護労働者名簿の介護労働者数の1及び3のそれぞれの総計に置き換えて記入してください。

9 ⑤欄には、①(2)-1の雇用保険一般被保険者数の人数規模区分に応じて、該当する「低下させる離職率ポイント」を記入してください。

対象事業所における雇用保険 一般被保険者の人数規模区分	1~9人	10~29 人	30~99 人	100~299 人	300 人以上
低下させる 開議率ポ イント	15%ポイント	10%ポイント	7%ポイント	5%ポイント	3%ポイント

なお、「介護労働者名簿」を作成する事業主にあっては、介護労働者数の1の総計を人数規模区分に置き換えて記入してください。

10 ⑥欄には、④計画時離職率から⑤離職率の低下目標を減じた数値を記入してください。

30%を超える場合は、「30%」と記入してください。

0%を下回る場合及び新規創業等により計画時離職率の算出できない場合は、「0%」と記入してください。

なお、この計画書の提出日時点の人数規模区分と、目標達成助成申請時に算出する評価時離職率算定期間の初日時点の人数規模 区分が異なる場合、目標離職率が変更となる場合がありますので、ご留意ください。

11 ⑦欄には、この申請書の内容を理解している作成担当者を記入してください。労働局から記載内容について問い合わせることがあります。

【書類等の保管】

助成金の申請に当たって提出した書類等について、支給決定日の翌日から起算して5年間保存しなければならないとされています。。また、これらの書類等について労働局より提示または提出を求められたときは、速やかに提示または提出してください。この求めに応じていただけない場合、雇用保険法の規定に基づき罰せられることがあります。

【助成金(介護福祉機器助成コース)の支給条件】

- 1 基準期間(介護福祉機器助成コース)に、申請に係る雇用保険適用事業所において3人を超え、かつ、雇用保険被保険者数の6%に相当する数を超えた特定受給資格者となる離職を出した事業主でないこと。
- 2 支給申請日の属する年度の前年度より前の保険年度に労働保険料を滞納していないこと。
- 3 過去3年以内に偽りその他不正行為により雇用保険法第4章の規定により支給される給付金の支給を受け、または受けようとした事業主でないこと。
- 4 過去に、助成金(設備改善等支援コース/計画達成助成1回目)を受給している事業主で、同一の機器に係る導入・運用計画書を提出する事業主でないこと。
- 5 労働関係法令を遵守していること。